第２５回まつだ桜まつり出店者遵守事項

１　桜まつり開催期日

令和6年２月３日（土）から令和6年３月３日（日）

２　出店場所

松田山ハーブガーデン　ハーブ館駐車場

３　出店に当たっての遵守事項

1. 出店場所・スペースについては、主催者の決めた場所で営業し、主催者の指示に従うこと。
2. 出店の際には桜まつり実行委員会が発行する出店許可証を店舗の確認出来る場所に掲示すること。
3. 出店料については、桜まつり運営に関し相当の経費がかかることを認識し、主催者の指定する口座へ期日までに納入すること。各店舗出店料は2024年1月31日（水）まで。売上金支払いについては、売上金報告を毎日実施、売上金支払は桜まつり最終日より1週間後までに指定する口座へ納入すること。※期日最終日が土日祝の場合は、翌営業日までとする。

期日までに納入が確認出来ない場合は出店を取り消しさせて頂く場合があり。

1. のぼり旗等の設置・維持については各店舗前のみ可とするが、管理・撤去及び風対策は出店者が　行うこと。
2. 物残飯等はポリ容器で衛生的に処理できるものを各自備え、毎日持ち帰り、出店場所付近の清掃は　出店者が毎日行うこと。
3. 出店関係者の管理は、自ら行い、事故ある時も主催者は賠償補償等はいたしません。
4. 出店者ブース搬入優先車両について、原則、朝7時30分～8時30分、夕方16時45分～17時45分の間に搬入、撤収を実施すること。公園内に搬入車両の駐車場はないものとする。搬入後は臨時駐車場（河川敷）に駐車お願い致します。但し公園内に5台分のみ1日1,000円にて駐車可能な駐車許可証を発行する。原則桜まつり期間中毎日停めることを前提とし事前申し込み制とする。申し込み多数の場合は主催者側にて決定する。
5. 通行許可証及び駐車許可証のない車両は西平畑公園内には入れません。
6. 販売品の生産者等の表示について行うこと。
7. 火気・電気の点検を行うこと。
8. 出店の際、燃料にガス（ボンベ）、ガソリン（タンク）、ストーブ（火気）等をご使用になる場合は**それ　　ぞれに１本、４型以上の消火器を各自で必ずご持参ください。**

４　出店者飲食・物品販売等責任者

　 連携を図るため、次の責任者を後日出店者の中から決定する。

➀　出店者飲食・物品販売等責任者

５　その他

出店者各位については、別紙出店要領の通りとする。